

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和4年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第5期対策の概要 2

《制度を活用した取組事例》

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

- ①特産作物の栽培による集落の活性化
- ②棚田地域の振興に向けた取り組み
- ③棚田オーナー制度による都市農村交流と地域活性化
- ④景観を活用した棚田サイクリングによる誘客

富山市鎌倉 6
高岡市沢川 8
氷見市長坂 10
立山町虫谷 12

集落機能強化に取り組む事例

- ⑤スマート農業と農福連携による集落づくり
- ⑥集落一体となった自治機能の強化

富山市神明 14
小矢部市末友 16

生産性の向上に取り組む事例

- ⑦スマート農業化による共同取組活動の省力化と鳥獣害対策
- ⑧生産性向上加算を活用した農用地管理の省力化
- ⑨農作業の省力化に向けた取組

滑川市大崎野 18
南砺市細野 20
射水市竹原地区農地・水・環境保全会 22

農地の維持・管理の省力化に取り組む事例

- ⑩農業生産活動体制の維持と地域振興
- ⑪水源や農道の管理による集落農業の維持

黒部市阿窪 24
朝日町小在池 26

鳥獣害対策に取り組む事例

- ⑫集落全体で取り組む鳥獣害対策
- ⑬集落一体で取り組む中山間農地の維持
- ⑭イノシシ侵入防止柵の新たな取組み

魚津市東藏 28
砺波市塩浅 30
上市町須山 32

さらなる集落の活性化に向けて 34

中山間地域等直接支払制度 第5期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

第5期対策から 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

○これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「**指定棚田地域**」が対象地域に追加されました。

○ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の**指定棚田地域における対象農用地**は、「指定棚田地域の指定申請書」において「**保全を図る棚田等**」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連携した緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落指定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）となります。

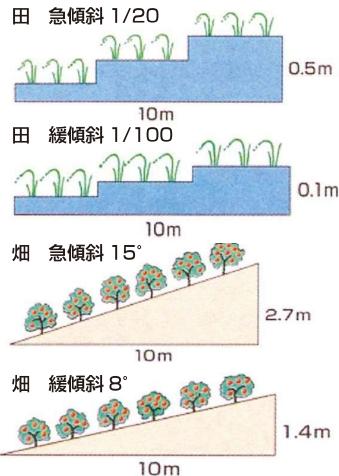
対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500



○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

第5期対策 4つのポイント

- ① 集落の話し合いにより、指定農用地と集落の将来像を明確にし、第5期対策期間を超えて農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 指定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。



集落協定の活動要件

①基礎単価-(単価の8割を交付)

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

- ・農業生産活動など

- 耕作放棄の防止など

耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します

- 水路・農道などの管理

草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

- ・多面的機能増進活動

(いずれか1つ)

- 国土保全機能の増進

周辺林地の下草刈り等

- 保健休養機能の増進

景観作物の作付け、体験農園の運営 等

- 自然生態系の保全

魚類、昆虫類の保護 等



②体制整備単価-(①+②の活動により単価の10割を交付)

- ・集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の内容

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の維持のための支援体制

第5期対策から ➤➤➤ 集落戦略の作成に一本化

○中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、指定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。そのため、第5期対策から、**体制整備単価(10割単価)**を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「**集落戦略の制作**」に一本化しています。

○集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、**協定期間中に作成を完了する必要**があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点 ➤➤➤

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から**「6～10年後」に変更**。
- ② 集落における農業生産活動等を継続するまでのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、**様式を見直し**。
- ③ **第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記**（なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、**協定農用地全体の譲及返還とはなりません**）。

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設）

第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）*
及び単価 10,000円/10a
(田・畑)

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）* R4から
※超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複は不可 14,000円/10a
(田・畑)

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

[対象活動の例]



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：集落協定、個別協定

対象農地：田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単価：6,000円/10a（田、畑）

上限額：なし

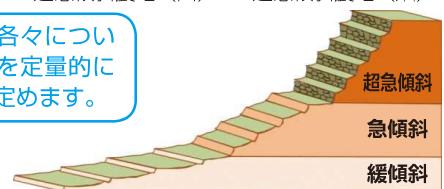
取組期間：1～5年

目標設定：ア「超急傾斜農地の保全」

イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



ア、イの各々について、目標を定量的に
一つ以上定めます。



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。

A集落がB・C集落と広域の集落協定を締結して活動を実施



④ 集落機能強化加算（新設）

第5期対策から ➤➤➤

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円／10a（地目にかかわらず）

上 限 額：200万円／年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- インターンシップ、
営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
(高齢者の見回り、送迎、
買い物支援等)
- など



地域運営組織と連携した
高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ

自治（コミュニティ機能）

- 旧村の住民自治活動組織など
・農業振興
・環境保全
・健康福祉
※中山間地域等直接支払、
多面的機能支払と連携

地域住民のコミュニティ活動・
自治の単位

農業生産・加工・流通・販売

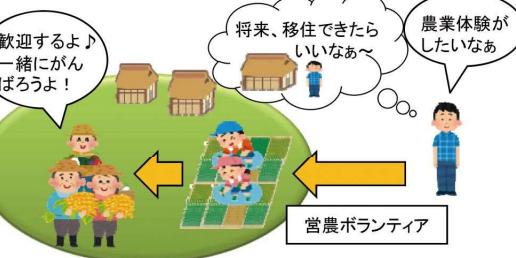
- 農事組合法人
・米生産部門
・野菜生産部門
- 運営協議会
・レストラン
・加工・直売

旧農協＋商工会の活動の後継として
の集落営農法人等

支援

加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます。

営農ボランティアのイメージ



⑤ 生産性向上加算（新設）

第5期対策から ➤➤➤

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円／10a（地目にかかわらず）

上 限 額：200万円／年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

[対象活動の例]

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から ➤➤➤ 加算措置の留意点について

Point 1

- 複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

- （超急傾斜加算以外の）加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**目標を定量的に定めます。**
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）

Point 3

- 複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、**上乗せする加算の単価は定められた単価から1,000円／10aを減額**することとなります。

Point 4

- 加算を受けるには、基本体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能**です。

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

①特産作物の栽培による集落の活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 鎌倉 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 9.1ha (うち 8.4ha で多面的機能支払を実施)			
田 (9.0ha)	畑 (0.1ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	啓翁桜	-	-
交付金額 279 万円	個人配分		
	共同取組 活動 10%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	0% 10% 0% 0%
協定参加者	農業者 7人、非農業者 2人、鎌倉営農組合 (鎌倉営農組合が協定農用地の3割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	山田地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、富山市山田地域の南部に位置する。高齢化や人口減少等による農業の担い手不足を懸念し、平成12年度（第1期対策）に本制度の取り組みを開始した。第2期対策中の平成19年度に集落営農組織を設立し、水稻や地域の特産であるそば・啓翁桜の栽培を行っている。また、令和2年度には指定棚田地域の指定を受け、令和3年度から棚田地域振興活動加算に取り組んでいる。

3. 取組の内容

平成27年度から超急傾斜農地保全管理加算を活用して集落内の超急傾斜農地の維持管理や、栽培したマコモタケの直売、加工販売を行っている。マコモタケは缶詰のほか、葉の部分を利用したしめ飾りを製作・販売している。

令和3年度からは、棚田地域振興活動加算へ切り替えて、従来から栽培しているソバの出荷量の増加や、マコモタケの農業体験イベントの開催に取り組んでいる。



電気柵設置作業



マコモタケ（無農薬栽培）の除草作業

[集落の将来像]集落マスタープラン

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築
- 山田地域の特産品である「啓翁桜」や「マコモタケ」の栽培により棚田の保全・振興を図る



将来像を実現するための活動目標

- 営農組合が中心となった共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 超急傾斜農地の定期的な維持管理

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 9.0ha、畑 0.1ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路2km、年1回清掃、草刈り
・道路5km、年1回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び隨時)
共同取組活動

鳥獣防止対策
(電気柵設置、全圃場)
共同取組活動

多面的機能増進活動

冬期の湛水化
(約 0.06ha、年1回)
個別対応

農業生産活動の体制整備

集落を基礎とした
営農組織の育成
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

超急傾斜農地保全管理加算
(令和2年度)
共同取組活動

棚田地域振興活動加算
(令和3年度~)
共同取組活動



集落外との連携

- マコモタケの栽培や加工・販売を通して、地元小学校との交流や、特産物のPRを行う。
- 棚田の保全に取り組むボランティアを受け入れ、都市住民との交流を図る。

4. 今後の課題等

集落の高齢化や担い手の減少が進むなか、イノシシなどの獣害も増えており、いかに集落の農地を維持・管理していくかが課題となっている。超急傾斜農地で栽培しているマコモタケなどの特産物のPRや地元小学校との交流によって、集落の活性化を図っていく。超急傾斜農地の保全にかかるボランティアを新たに募集することで、維持・管理体制を構築していく。

これまでの主な成果

- マコモタケの加工・販売
- 電気柵の設置 (4.8 km)
- 営農組織を主体とした農用地や農道・水路の維持管理

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

②棚田地域の振興に向けた取り組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 沢川 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 23.3ha (うち 17.8ha で多面的機能支払を実施)			
田 (23.3ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 624 万円	個人配分 共同取組 活動 84%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他	16% 42% 30% 2% 10%
協定参加者	農事組合法人1組織、非農業者 5人 (農事組合法人が協定農用地の8割を引き受け)		開始：平成 13 年度
人・農地プランの作成状況	五位山地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた沢川宮農組合(認定農業者)を、集落協定の宮農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、高岡市北西部の石川県境に位置（宝達志水町に隣接）し、市内において最も高いところ（標高約350m）に存在する集落である。公共施設や商業施設等へのアクセスの面で平野部に比べ利便性に劣ること、また、農林産物の価格低下に伴う農林業経営の悪化等から、人口が著しく減少しており、農作業従事者の高齢化、担い手不足といった問題が深刻化している。その為、集落全体で共通認識を持ち、耕作放棄地の発生抑止に努めるとともに、一体となって、農地の多面的機能の維持・保全活動を行うため、平成13年度から中山間地域等直接支払交付金を活用した取組みを開始している。

3. 取組の内容

鳥獣被害を防止するため、草刈り及び見回り、イノシシ檻の設置や電気柵の適切な管理に努めている。また多面的機能を増進するため、景観作物の作付や防草ネットの設置による草刈りの作業時間軽減を図っている。

棚田地域振興活動加算を活用した取組みとして、これまで行ってきた餅つき会に加え、今後新たに食に関するイベントを開催し、地域内外の方との交流を深め、棚田地域の振興を図る。



景観作物（サルビア）



餅つき会の実施（R3）



集落の将来像

- 私たちは、水清らかで緑豊かな郷土、このふるさとを築いてきた人々に感謝し、古い歴史と良い伝統を受け継ぎ、一層豊かに発展するよう努力する。



将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人を中心、協定参加者が一致団結して共同取組活動を行うことで、農地の保全と集落の活性化を図る。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 23.3ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路20km、年2回清掃、草刈り
・道路 13km、年2回草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び隨時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(約 1.5ha、年2回)
個別対応

景観作物作付け
(景観作物としてサルビア
を約 1 ha 作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農機具、共同設備の更新
(隨時、エコ化)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
共同取組活動



集落外との連携

- 柄丘地区：柚子の収穫と筍竹林の草刈
- 五位地区：さつま芋栽培から収穫までの手伝い
- ソーラー発電所への獣害対策の手伝い

4. 今後の課題等

- ・集落内の農業従事者の高齢化・離農が進んでおり、後継者の発掘及び育成が急務となっている
- ・雇用の創出を図る
- ・鳥獣被害が年に数回発生しており、防止策の徹底を図る
- ・傾斜地における法面の草刈が課題となっており、防草ネットの設置等、労力削減を図る

これまでの主な成果

- 令和2年度より順次 法面に防草ネットを張り 効果を検証
- 令和3年度 密苗田植え機を購入 省力化
(上記の2つの成果は、棚田地域振興活動加算を活用している。)

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

③棚田オーナー制度による都市農村交流と地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	ながさか 氷見市 長坂 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 18.6ha (うち 15.1ha で多面的機能支払を実施)			
田 (18.6ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 579 万円	個人配分 共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他（棚田オーナー活動に係る経費等）	0% 40% 35% 3% 22%
協定参加者	農業者 34人、長坂椿衆・姫椿衆、長坂棚田保全会	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	女良地区全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者等を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

長坂集落は市の北西部、石川県境に近い中山間地に位置しており、標高200mの急傾斜地に棚田が広がっている。

中山間地域では人口減少や高齢化が深刻化しており、担い手も不足しているが、長坂集落も同様に、農地の荒廃が進んでいくような危機的な状況に陥っていた。

そこで、集落全体で農地を守っていくために平成12年度より中山間地等直接支払制度を活用し、農道や水路などの施設の整備に加え、棚田オーナー制度による農地の維持・保全および都市住民との交流による地域活性化に取り組んでいる。

3. 取組の内容

長坂集落では、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら、地域住民が一体となって農用地を中心に集落の将来について話し合い、草刈りや農業用設備の補修などによる農用地の維持管理活動を実践している。

平成10年から集落内の棚田を活用した棚田オーナー制度を導入し、都市住民との交流活動を行っており、農用地の管理の効率化や地域活性化に繋がっている。昨今のコロナウイルス感染症の影響で規模の縮小等は余儀なくされたが、年間延べ300人程度のオーナーやその他観光客などが当集落を訪れている。



棚田オーナーによる田植え



棚田オーナー田での稲刈り作業

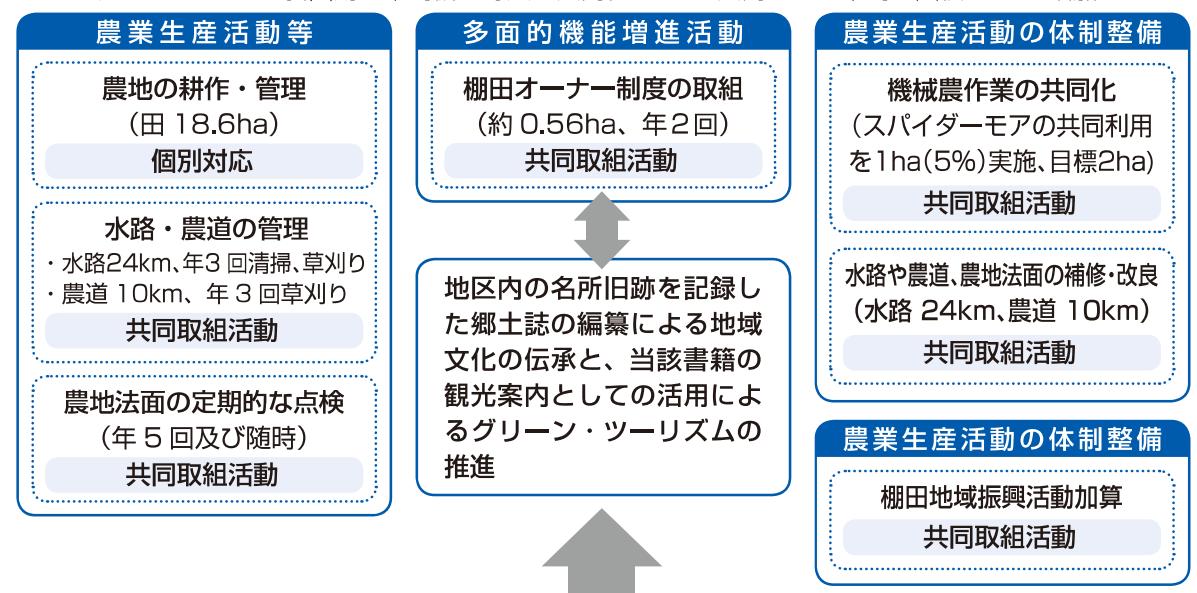
集落の将来像

- 将来にわたって農業生産活動等を継続して行うことができるよう、協定参加者で役割分担しながら農用地の維持管理を行うとともに、協定外の担い手の確保を目指す。
- 機械の共同利用などによる農用地の維持管理の負担軽減や鳥獣被害防止対策に取り組むことで、安心して耕作を継続できるような環境をつくる。
- 棚田オーナー制度による都市住民との交流活動や、地域環境資源を活用した観光交流を推進することで、コミュニティ機能の強化および地域活性化を目指す。



将来像を実現するための活動目標

- 棚田オーナー制度を軸として、集落全体が協力して農用地の維持管理に取り組みながら、関係交流人口を100人程度増やすことで、地域の活性化を図る。
- スパイダーモアなどの斜面用の草刈機の導入と共同化により、共同による草刈の面積を20a増加させる。



集落外との連携

- 名城大学農学部による棚田の土壌研究等の場の提供
- 東京大学の「フィードスタディ型プログラム」による体験ツアーの提案による、地域おこし協力隊のプログラム施行予定
- ロータリークラブによる知的障がい者施設入居者の農作業体験支援

4. 今後の課題等

耕作されなくなった農地について、所有者が集落を離れ不在地主となっているものが多く、その管理を椿衆などの集落内の組織の人員で管理しているが、年々その負担が多くなっているところである。集落内の20%程度の農地を自己保全管理として荒廃しないように管理しているが、今後高齢化や担い手不足などが進んでいくと予想される中で、どのように対応していくかが課題である。

これまでの主な成果

- 平成14年度 第41回農林水産祭表彰行事 むらづくり部門内において優良賞受賞(長坂集落)
- 平成15年度 富山県農村文化賞受賞(長坂集落)
- 平成24年度 棚田学会賞受賞(長坂棚田椿衆)



棚田地域振興活動加算に取り組む事例

④景観を活用した棚田サイクリングによる誘客

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 虫谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 6.1ha			
田 (6.1ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 155万円	個人配分 共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修（機械等購入費含む） 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 その他（棚田オーナー活動に係る経費等）	50% 25% 5% 5% 15%
協定参加者	農業者 10人、非農業者 6人	開始：令和2年度	
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から東方向に約5kmの山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、令和2年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、集落ぐるみの共同取組活動として農地の保全や農業用施設の維持管理等に取り組むこととした。

3. 取組の内容

虫谷集落では本制度を活用して、集落全体で電気柵の設置や水路の管理、草刈りによる農地の維持管理を行っている。

また、令和2年度から棚田地域振興活動加算に取り組み、近隣棚田と連携して棚田を周遊する新規イベントの開催やサイクリングマップを制作し、中山間地域集落への誘客を図っている。

また、景観作物として維持管理田でひまわりの植栽を行い、景観の向上にも努めている。



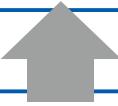
棚田サイクリング



ひまわりの植栽

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生の防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 6.1ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路：清掃、草刈り
・農道：簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてひまわりを
約 0.08ha 作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良
共同取組活動

棚田地域振興活動加算
共同取組活動



集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が近年増加しており、鳥獣害対策の継続的な取組みが必要である。
今後、更に加速する高齢化に対して、共同で支えあう体制を如何にして維持し、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 棚田サイクリングによる誘客数 R2:3人 R3:5人
- 景観作物の作付 0.08ha
- 電気柵設置

集落機能強化に取り組む事例

⑤スマート農業と農福連携による集落づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 神明 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 22.7ha (うち 21.7ha で多面的機能支払を実施)			
田 (22.7ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 406 万円	個人配分 共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む) 農地の維持・管理 役員報酬、研修会費等 機械賃借料、土改資材費その他	40% 3% 9% 11% 37%
協定参加者	農業者 25 人、非農業者 12 人、(農) 秋桜 ((農) 秋桜が協定農用地9割を引き受け)	開始：平成 12 年度	
人・農地プランの作成状況	野積地域全域で作成済	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (農) 秋桜を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている	

2. 取組に至る経緯

神明集落協定は、富山市八尾町南部の山間地である野積地区に位置し、水口、上ヶ島、宮ノ下の3集落で構成されている。本制度には平成12年度から取り組んでおり、農地の保全管理等を行なってきた。

平成26年12月に集落営農が法人化し、高齢化が進む集落の担い手として主体的に営農活動や集落の活性化に向けた活動を行っている。

3. 取組の内容

第4期対策までは農薬散布用ホースを用いた従来の防除作業を行ってきたが、高齢化や人手不足による作業の負担が問題となっていた。そこで、令和2年度（第5期対策）から生産性向上加算を活用し、農業用ドローンを使って防除作業を行っている。

また、令和3年度からは、地域の社会福祉法人と連携してシャクヤクの栽培管理を行う等、集落機能強化加算にも取り組んでいる。



ドローンによる防除作業



シャクヤクの管理作業

集落の将来像

- 農事組合法人が中心となり、将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制を整備



将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人が中心となった共同で支え合う集団かつ持続可能な体制整備
- 農事組合法人を中心には、ドローンを活用したスマート農業を推進する。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田22.7ha)
個別対応

水路・農道の管理
幹線水路約5km及び
支線年2回清掃、草刈り
農道約8km、年2回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥
(0.86ha)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

担い手への農作業の委託
(畦畔・法面の草刈り委託)
共同取組活動

集落機能強化加算
(令和3年度～)
共同取組活動

生産性向上加算
(令和2年度～)
共同取組活動



集落外との連携

- 集落外の農業者からドローンを借りて防除作業を行う。
- 社会福祉法人と連携して農作業を行うことで集落外の方たちとの交流や地域の活性化を図る。

4. 今後の課題等

住民・担い手の高齢化や人手不足のため、農作業にかかる労力やコストの削減が課題となっている。

中でも、防除作業にかかる負担が大きかったため、ドローンでの農薬散布を令和2年度より取り組み始めた。初年度は、操作不慣れもあり作業時間の大きな削減には至らなかったが、今後、ドローンの操縦免許取得者の育成や散布障害となる雑木の除去、操縦技術の向上等により、作業の省力化を図っていく。

これまでの主な成果

- 生産性向上加算を活用したドローンによる共同防除
- 地元の社会福祉法人と連携したシャクヤクの栽培(10.5a)
- 担い手による法面点検・草刈り



集落機能強化に取り組む事例

⑥集落一体となった自治機能の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	小矢部市 末友 集落協定組織		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 20.4ha (うち 20.3ha で多面的機能支払を実施)			
田 (20.4ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻 (もち、酒用)、大豆、大麦、ハトムギ	—	—	—
交付金額 387万円	個人配分		
	役員等の活動経費	6%	
	餅つき機及び関連備品費	21%	
	農道・水路等維持管理費	35%	
	農地維持・管理活動費	28%	
	その他	10%	
協定参加者	農業者 57人、非農業者 71人、 (農)末友営農組合、末友第1生産組合、末友第2生産組合 (農)末友営農組合がすべての協定農用地を引き受け)		開始：令和2年度
人・農地プランの作成状況	北蟹谷地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)末友営農組合を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、小矢部市の南西部に位置しており、水稻、大豆、大麦、ハトムギを中心とした営農が行われている。平成19年度より多面的機能支払制度に取り組み、農地・水路の点検や草刈作業等の活動を行ってきたが、今後は高齢化により担い手不足が進み、営農活動のみならず集落機能等の維持が困難となることが懸念されたことから、令和2年度に指定棚田地域の指定を受けたことを機に、本制度に取り組んでいる。

3. 取組の内容

防除作業の省力化を図るため、生産性向上加算を活用して令和3年度にドローンを購入。継続性のある地域農業を実現するために、若い世代がオペレーターとして取り組んでいる。

また、近所づきあいが少なくなり、孤独死が懸念されることから「高齢者みまわり隊」を設立し、地区内の1人暮らしの高齢者を見まわり、声掛けを実施することで、「孤独死を〇に！」を目標に集落機能の強化に取り組んでいる。



ドローン農薬散布



高齢者みまわり活動

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動が可能な集落内実施体制の構築
- 協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
- 協定参加者がそれぞれ、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生可能な所得を確保



将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 地場産農産物等の加工・販売

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田20.4ha)

個別対応（水管管理等）
(農)末友宮農組合(耕作全般)

水路・農道の管理
・水路 清掃、草刈り
・道路 簡易補修、草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年1回及び隨時)

共同取組活動

鳥獣害防止対策
侵入防止柵等の設置
共同取組活動

多面的機能増進活動

堆きゅう肥の施肥
個別対応

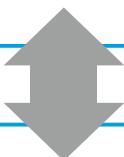
農業生産活動の体制整備

集落機能強化加算
「高齢者みまわり隊」
共同取組活動

生産性向上加算
共同取組活動

地場農産物の加工・販売
(新たな雇用創出、
地域経済の活性化)

共同取組活動



集落外との連携

- 北蟹谷活性化協議会と連携して集落及び北蟹谷地域の活性化を図っている。

4. 今後の課題等

集落内の高齢化に伴い離農が進んでおり、担い手不足が課題になっている。そこで、子世代、孫世代等に本活動に積極的に参加してもらうことで、「地域機能の維持」と「農地の維持」など、集落を誇りに思う人材を育成していく。また、地域特産物の加工・販売することで、にぎわいの創出、関係人口の拡大を図っていく必要がある。

これまでの主な成果

- ドローンによる農薬散布 (8.8ha)
- 恒久柵の設置 (400m)
- 令和3年度 農村振興・環境保全優良活動知事賞 受賞

